

特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

- 自動車運送業分野(バス、タクシー及びトラック運転手)について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定(令和6年3月29日)。
- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている中、特定技能外国人の受入れを進めている。

	バス	タクシー	トラック
・受入れ見込数	2. 21万人		
・主な業務内容	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②荷役業務
・技能水準	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は(一財)日本海事協会により実施。			
・日本語能力	B1相当以上 ※乗合バスは日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。 (離島・半島の乗合バスは、一定要件下で日本語サポーター不要)	B1相当以上 ※日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。	A2.2 相当以上
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」の 認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の 認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」又は 「Gマーク制度」の認証取得 等

※本資料におけるB1、A2.2は「日本語教育の参照枠」による日本語能力の熟達度を指す。

※B1相当 : 日本語能力試験 (JLPT) N3

A2.2相当 : 日本語能力試験 (JLPT) N4、日本語基礎テスト (JFT-Basic)

